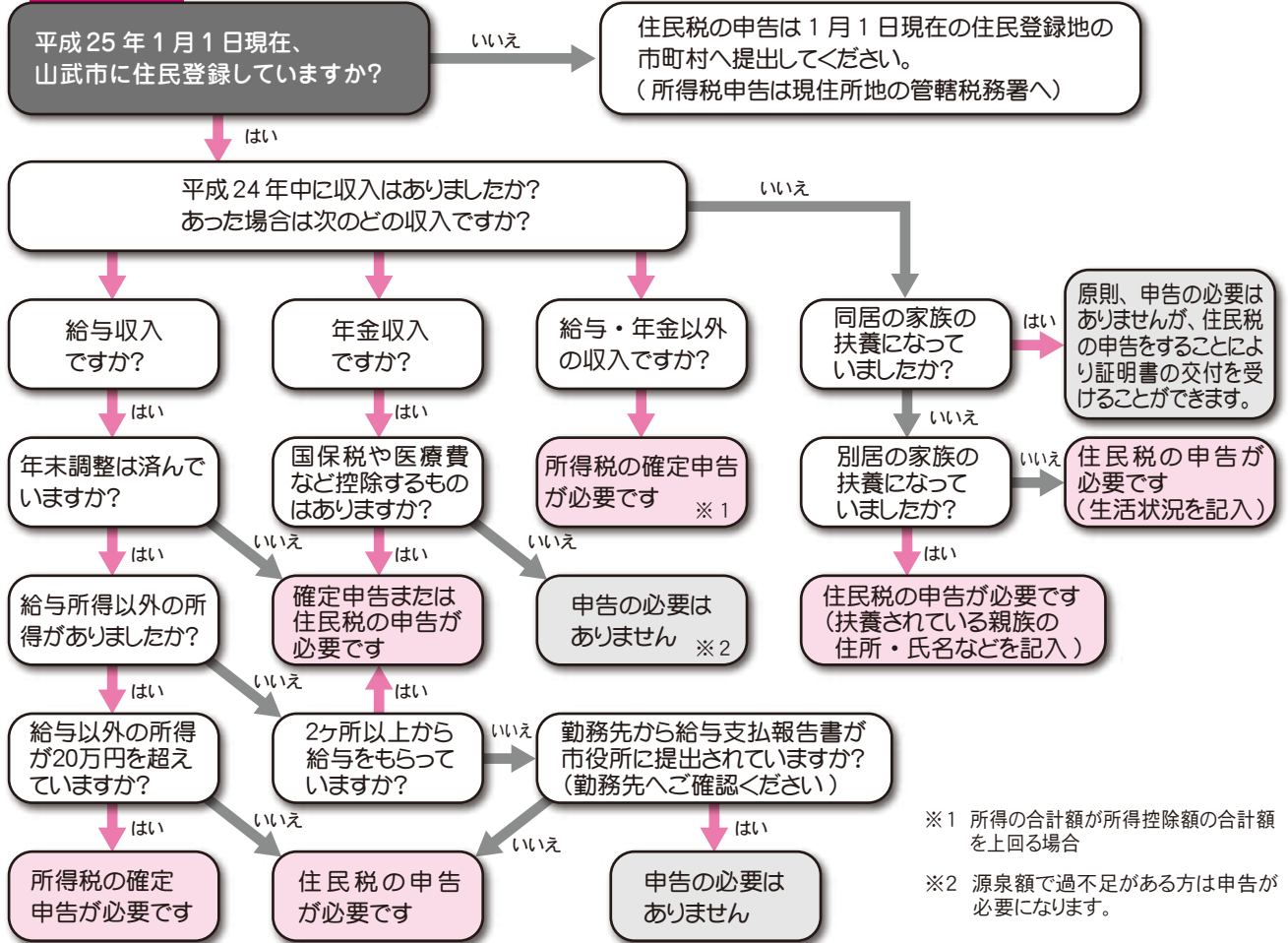


## 平成24年分の所得税確定申告書・住民申告書の提出は 2月18日(月)から3月15日(金)まで

☎ 課税課市民税係 ☎ (80)1281

### あなたは所得税や住民税の申告をする必要があるでしょうか？

#### スタート



※1 所得の合計額が所得控除額の合計額を上回る場合  
※2 源泉額で過不足がある方は申告が必要になります。

#### 注意

収入が無かった場合でも住民税の申告が必要な場合があります。  
上記のフロー図により申告が必要ないとされた方でも、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減判定やその他の行政サービスを受ける上で申告が必要となることがあります。  
また、所得の証明を必要とする場合は、申告がされていないと証明書を発行することができません。

#### 【申告に必要となるもの】

- 共通 印かん(自動印不可)・申告書(お手元にある場合)
- 給与・年金所得 源泉徴収票(原本) または収入金額を証明するもの
- 事業所得(農業・営業・不動産) 収支内訳明細書または収入や経費がわかる帳簿・書類 ※租税公課は、納税通知書等を確認してください。
- 雑所得(個人年金・内職など) 保険会社から送付される通知など
- 一時所得 保険満期の通知など
- 医療費控除 医療費などの領収書(対象とならない場合もあります) ※保険金などで補てんされた場合は、その金額のわかるもの
- 社会保険料控除 国民年金保険料控除証明書
- ※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、納税通知書、領収書などで納付額を確認してください。
- ※電話によるお問い合わせは、個人情報保護のためお答えできないことがあります。
- 生命保険料控除・地震保険料控除 保険会社などが発行する控除額証明書
- ※平成24年分から介護医療保険料控除枠が設けられ、控除額の計算方法が改正されました。